

越谷市地域魅力共感編集事業業務委託仕様書（案）

1. 件名

越谷市地域魅力共感編集事業業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3. 履行場所

広報シティプロモーション課

4. 目的

少子高齢化が急速に進み人口減少社会を迎え、多様化・個人化、情報技術の進歩による価値観が大きく変わる中で、都市の発展や活力ある地域社会の実現はもとより、まちの存在自体の価値が問われることになる。

「まちの価値は、まちに関わる市民がつくる」ことを基本理念に、地域の個性や魅力を共感とともに市内外に効果的に発信することで、持続可能なまちづくりの担い手となる関係人口を増やすとともに、関係人口のシビックプライドを涵養することを目的とする。

5. 業務内容

次に掲げる項目及び受託者がプロポーザルにおいて提案した事項を履行する。

なお、業務の実施にあたっては、越谷市シティプロモーションアクションプランの戦略に沿ったものとするとし、修正地域参画総量指標（mGAP）（※以下mGAPという）の向上とシビックプライドの涵養につながる内容とする。

（1）SNS市民アンバサダー「こしがや私のイチOSHIクルー」事業の運営
地域に関わる一人一人が地域の魅力を発信し、地域の価値を共に創ることを目的に委嘱しているSNS市民アンバサダー「こしがや私のイチOSHIクルー」（※以下クルーという）のSNS発信を通じた市のプロモーションに関する企画・運営に関する業務の一切を行う。発信するSNS媒体はInstagramとTikTok等とし、アンバサダー各々のアカウントをとおして若者世代・現役世代が関心を持つ発信とすること。

ア クルー活動の概要

（ア） 活動内容

①クルー自身による取材・撮影・編集等を通じたSNS発信

※発信内容は「魅力的な地域資源・イベント・アクティビティの体験」

または「“こしがや” ならではのライフスタイル」に関するもの等

②クルーを対象とした交流会等イベントへの参加

(イ) 任期

第一期：令和9年3月31日まで

(ウ) 人数

14名

イ 事業内容

(ア) 本委託契約期間中のクルーの活動マネジメント

- ・クルーが月1回以上の発信ができるよう、活動を管理するとともに、発信状況や内容等を分析し、より効果的な発信となるよう指導をすること。
- ・クルーが地域への理解を深め、新たな魅力を発見・発信できるイベントや交流会等を2回以上開催すること。

(イ) 効果的なプロモーションの展開と共感をシェアする仕組の構築

クルーが発信した内容をより効果的に拡散するよう、広告やメディア戦略等を活用したプロモーションを発注者と協議のうえ実施すること。

(ウ) 市民参加型SNS投稿キャンペーンの実施

- ・市民による地域情報発信の活性化を目的としたSNS投稿キャンペーンを4回以上実施すること。
- ・キャンペーンの実施にあたっては、地域への応援や共感を促進・可視化する仕組みを活用または構築すること。また、市の広報媒体等を活用して広く市民に周知すること。

ウ その他

事業に係る必要経費(クルーの交通費、取材撮影に係る購入費および撮影場所の借用費等、SNS投稿キャンペーンに係る景品の購入・発送費等)については業務委託費に含まれるものとする。

(2) 地域プロモーションアワードの開催

市民やまちの関係者を地域に巻き込み、mGAPの向上に貢献した取組や、自分身として地域にかかわる暮らしのロールモデルとなる市民等を表彰という形で紹介し、関係者の交流の場を新たにつくる「地域プロモーションアワード」(※以下アワードという)の募集・周知・準備・運営等の開催に関する作業の一切を行う。

ア アワードの募集・選考

市に関わる方や団体などを対象に、自薦および他薦によりエントリーを募集し、募集にあたっては市の広報媒体等を活用して広く市民に周知すること。また、アワードのノミネートや各賞に関する選考基準および運営規則等を発注者と協議のうえ作成すること。

イ 表彰イベントの開催

選考結果を公表し、対象となる方や団体を表彰するとともに、本市のプロ

モーション事業の成果を披露するイベントを開催すること。開催にあたっては、市の広報媒体等を活用して広く市民に周知することとし、イベントの内容は、本事業の趣旨・目的を踏まえ、まちとの関わりを創出し、mGAPの向上およびシビックプライドの涵養につながるものとする。

- (ア) イベント開催の企画・立案をすること
- (イ) イベントの集客に必要な告知をすること
- (ウ) イベントに必要な備品等の準備をすること
- (エ) イベント当日の運営をすること
- (オ) イベント開催前後にメディア等へのPR活動などにより事業のプロモーションの行うこと。
- (カ) イベント当日の様子を記録し効果を検証すること
- (キ) (ア)から(カ)までの業務について発注者と協議し決定すること

(3) 首都圏に向けた広告宣伝の実施

沿線を中心とした首都圏に勤務・通学する若者世代・現役世代をターゲットに交通広告、WEB広告等の高い訴求効果が見込まれる広告媒体により本市のプロモーションを行う。

事業全体のイメージは目的に沿ったものとし、企画・立案にあたっては、mGAPの向上およびシティプロモーション推進のロジックモデルを踏まえた内容とすること。また、ブランドメッセージ等の既存の市のプロモーションコンテンツや(1)、(2)の事業の成果等を有効的に活用すること。

- ア 広告戦略の企画・立案をすること
- イ 広告媒体の選定・調整をすること
- ウ 広告に使用するコンテンツの選定・制作をすること
- エ 広告媒体およびデザインは、ターゲットを意識したものとする
- オ 広告の掲載期間・時期については発注者と協議のうえ決定すること
- カ 広告の効果を測定し、検証すること
- キ アからオまでの業務について発注者と協議し決定すること

(4) その他本業務遂行に必要な諸事

- ア 受注者は、その他本事業のために必要な事項を実施するものとする。
- イ 受注者は、業務遂行に先立って発注者に工程表および組織体制に関する資料を提出するとともに、これを遵守し、工程に沿って事業を実施するために、最善の努力を尽くさなければならない。
- ウ 受注者は、発注者から業務に関して経過その他の報告要求があったときはこれに応じなければならない。

6. 成果品

- (1) 実施報告書【任意様式】(A4判、カラー) 5部
- (2) 本事業で収集したデータ一式
- (3) その他発注者が必要とする資料
- (4) 上記の電子データ(CD-ROM)一式

※納品場所：広報シティプロモーション課

7. 成果品に関する責任の範囲

受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏等に起因する不備が発見された場合には、訂正、補正その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

8. 成果品の管理及び帰属

本業務に関連して収集、分析した資料及び成果品はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の許諾なく他に公表、貸与等をしてはならない。

9. 成果品に係る著作権等

- (1) 受注者は、この契約により作成される成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む)を発注者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

ア 受注者は、発注者が行う次に掲げる行為を許諾するものとする。

(ア) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること

(イ) 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲で複製し、又は改変すること

(ウ) 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること

(I) 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと

イ 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の公表をしてはならないものとする。

ウ 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならないものとする。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有

する著作権等を侵害するものでないことを保障するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならないものとする。

- イ 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならないものとする。

10. その他

- (1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て忠実かつ誠実に業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、調査経過を必要に応じて発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上、直接又は間接的に知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。
- (4) 業務にあたり、担当者は複数人とする。また、企画提案書に記載した担当者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に発注者の了解を得るものとする。この場合、変更前と同等以上の者とする。
- (5) 仕様書に定めのない事項、及び疑義が生じた場合は発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

11. 問い合わせ先

越谷市 市長公室 広報シティプロモーション課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話：048-967-1325（直通）
E-mail：koho@city.koshigaya.lg.jp